

定期接種に
変わります

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

国の方針により、令和6年4月1日（月）以降の新型コロナウイルスのワクチン接種は、高齢者インフルエンザ予防接種と同様の定期接種となります。次のとおり、内容に変更がありますので、ご注意ください。

【令和6年度からの定期接種】

▼接種時期 秋冬の時期（年1回）

▼接種対象者 接種日当日の時点で、次の①と②のいずれかに当てはまる人

① 65歳以上の人

② 60歳～64歳の人で、①心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される人／②ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人

※高齢者インフルエンザ予防接種の対象者と同じです／対象に当てはまらない人は、任意接種（有料）で接種を受けることができます。

▼接種費用 有料

▼接種券 手元にある未使用の接種券は使用できません／今後は、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に、接種券は不要になる予定です。



▼その他 使用するワクチンや接種対応医療機関は、現時点で未定です。

【予防接種証明書】

令和6年度以降に接種した分の予防接種証明書は、発行されません。

また、接種証明書アプリによる発行機能は3月31日（日）で終了します。希望者は早めにアプリをインストールの上、画像保存等を行ってください。

その他、詳細は市ホームページ等でご確認ください。

■問い合わせ先 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み）



●コールセンター終了のお知らせ

弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターは、3月31日（日）をもって終了します。

4月1日（月）以降、上記問い合わせ先はつながりませんのでご注意ください。新しい問い合わせ先については、決まり次第、広報ひろさきや市ホームページ等でお知らせします。

不明な点は
問い合わせを

国民年金の保険料額や納付など

【国民年金の保険料額】

令和6年度の国民年金保険料は、月額1万6,980円となり、前年度から460円の引き上げになります。

【国民年金保険料の納付】

4月上旬に、国民年金保険料納付案内書（納付書）が日本年金機構から送付されます。案内書には毎月の納付書のほか、前納や口座振替、クレジットカード納付、スマートフォンのアプリ決済によるお得で便利な納付方法について記載しています。



【学生納付特例申請】

大学、短期大学、専門学校などに在学中で、所得が一定以下の学生には、在学期間中、保険料の納付を猶予する学生納付特例制度があります。

令和5年度分の学生納付特例の承認を受けている人で、令和6年度以降も引き続き在学予定の人には、はがき形式の申請書が日本年金機構から送付されます。特例の申請をする場合は、はがきに必要事項を記入し、返送してください。

※4月中旬を過ぎても、はがきが届かない場合は下記の申請先やマイナポータル（QRコード）で申請してください／市民課駅前分室・城東分室では受け付けませんのでご注意ください。

■問い合わせ・申請先 弘前年金事務所（外崎5丁目、☎27-1339）／国保年金課国民年金係（市役所1階、☎40-7048）

※学生納付特例申請は、岩木総合支所民生課（☎82-1628）や相馬総合支所民生課（☎84-2113）、各出張所でも受け付けています。



皆さんの意見を
お寄せください

「第3次健康ひろさき21（素案）」への 意見募集（パブリックコメント）

市民や地域、企業等の健康づくりを推進し、誰もが健康になることを目指した取り組みを効果的に実施するため、弘前市健康増進計画「第3次健康ひろさき21」を策定します。このたび、素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▼募集期間 3月15日（金）～4月12日（金・必着）

▼閲覧場所 健康増進課（野田2丁目、弘前市保健センター1階）、市役所総合案内所（市役所1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

※土・日曜日と祝日を除く（ただし市民課駅前分室は閲覧可）／市ホームページでも閲覧できます。

▼対象 ①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体など／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥本計画（素案）に利害関係を有する人

▼提出方法 指定の様式または任意の様式に、氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、住

所、在住・在学の区分（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「第3次健康ひろさき21（素案）」への意見などを記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-8711、野田2丁目7の1、健康増進課宛て

②健康増進課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）

③ファクス…37-7749

④Eメール…kenkou@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置。

※記入漏れなどがある場合は、意見として受け付けません。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市のホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ・提出先 健康増進課（☎37-3750）



資産税課からの
お知らせです

土地・家屋の価格等の縦覧および閲覧

令和6年度は3年に一度の固定資産評価替えの年度です。固定資産税の納税者が自らの固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるよう、縦覧を実施します。

市内に所有する土地の固定資産税納税者は土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・価格を記載）を、家屋の固定資産税納税者は家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を記載）を見ることができます。

また、市内に土地・家屋・償却資産を所有している（1月1日現在）人は、年間を通して固定資産税課税台帳を1件300円で閲覧できますが、縦覧期間中の閲覧は無料です。

縦覧・閲覧の際は、納税者本人あるいは代理人

であることを確認できるもの（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）を持参してください。※代理人は、納税者本人からの委任状（同意書）が必要です。

▼縦覧期間 4月1日（月）～5月31日（金）の午前8時30分～午後5時（平日のみ）

▼縦覧場所 資産税課（市役所2階）、岩木総合支所民生課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）

■問い合わせ先 資産税課土地係（☎40-7028）、家屋係（☎40-7029）／岩木総合支所民生課（☎82-1628）／相馬総合支所民生課（☎84-2113）※令和6年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月上旬に送付する予定です。